

岐阜県河川整備計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する岐阜県河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、河川法第16条の2に基づき定める河川整備計画の策定にあたり、計画策定単位ごとに地域の特性や地域住民の意見を踏まえて立案される原案に対し、県全体の立場から意見聴取を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、県内の実状を理解し公平な立場にある、岐阜県の河川、文化財、環境などについて学識経験を有する者及び住民代表、河川利用者で構成するものとし、別表に掲げるものをもって充てる。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 委員長は、必要とする場合には副委員長を委員の中から指名し、委員長の職務を代行させることができる。

(会議)

第5条 委員会は、県が召集する。

- 2 委員の代理出席については、委員長の了解を持って認めるものとする。

(公表)

第6条 委員会の会議は、原則公開する。ただし、意見聴取する事項が次の各号に該当すると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号）第6条の各号に該当するとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき
 - (3) 特定の野生動植物の保護に著しい支障が生じると認められるとき
- 2 前項の規定により会議を公開しない場合には、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。
 - 3 委員会の議事録は、意見の概要を記した要点筆記とし、原則公表する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、県は、専門家や関係者等に対し、出席及び意見聴取、資料提出を求めることができる。

(会議に関する事務)

第8条 委員会の開催に係る庶務は、岐阜県県土整備部河川課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月13日から適用する。

(別表)

岐阜県河川整備計画検討委員会名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
いたづ 徳 つぐ 板 津 のり 次	富加町長 (岐阜県町村会代表)
おぎ けん じ 尾 関 健 治	関市長 (岐阜県市長会代表)
かみ や ま ゆ こ 神 谷 眞 弓 子	東海学院大学 学長
こ ばやし ゆ き こ 小 林 由 紀 子	特定非営利活動法人e-plus生涯学習研究所 代表理事
さい じょう よし みち 西 條 好 勉	一般財団法人 自然学総合研究所 理事長・所長
し みず けい こ 清 水 佳 子	天神川を考える会
すぎ やま ひろ ふみ 杉 山 博 文	学校法人華陽学園 理事長
たま だ かず ひろ 玉 田 和 浩	岐阜県漁業協同組合連合会 会長
にし お 英 こ 西 尾 英 子	ガールスカウト岐阜県連盟 連盟長
ふじ た ゆういちろう 藤 田 裕 一 郎	岐阜大学 名誉教授
ふじ わら つとむ 藤 原 勉	岐阜県土地改良事業団体連合会 会長
みつ い さかえ 三 井 栄	岐阜大学 地域科学部 教授
り ふう せん 李 富 生	岐阜大学 流域圏科学研究センター 教授
わ だ きよし 和 田 清	(独)国立高専機構 岐阜工業高等専門学校 副校長